

記念講演

部落差別の解消と差別禁止法 —部落差別解消推進法10年にあたって

片 岡 明 幸

部落解放同盟中央本部執行副委員長／部落解放同盟埼玉県連合会執行委員長

講演者プロフィール

片岡 明幸 (かたおか あきゆき)

部落解放同盟中央本部執行副委員長／部落解放同盟埼玉県連合会執行委員長。

1949 (昭和 24) 年・兵庫県生まれ・76 才。高校時代に解放運動に参加

現在：

- ・部落解放同盟中央本部副委員長

- ・部落解放同盟埼玉県連執行委員長
- ・部落解放同盟関東ブロック協議会議長
- ・一般財団法人埼玉人権・同和センター顧問
- ・埼玉県人権保育研究会会長
- ・埼玉県教育集会所小・中学生学級連絡会顧問
- ・東日本部落解放研究所監事

【主な作品】

『人権・同和問題の基礎知識』(解放出版社、2018年)

『人権保育の基礎知識』(部落解放同盟埼玉県連合会、2017年)

◇共著

『埼玉県部落解放運動史』(埼玉県同和教育歴史教材編集委員会、1984年)

『埼玉の部落：歴史と生活』(埼玉県同和教育歴史教材編集委員会、1999年)

『被差別部落アウティングNO！』(解放出版社、2022年)

『「全国部落調査」出版差止め裁判』(解放出版社、2025年)

1

部落差別の解消と 差別禁止法

部落差別解消推進法10年にあたって

2026・1・28 第40回人権啓発研(前橋)

2

はじめに(解消法から10年)

■ 2016年12月 部落差別解消推進法の制定

なくならない部落差別

■ この10年間で起きた主な差別事件

- ① 身元調査
- ② 土地差別
- ③ インターネット投稿
- ④ 図書販売



3

1 身元調査事件

① 王申戸籍事件(1968年)

誰でも先祖の旧身分が調べられた
→「部落地名総鑑」事件(1975年)

全国の部落の地名を本にして販売
→戸籍等不正取得事件

③ 戸籍委任状偽造、職務上請求書売却など
→プライム事件(2011年)

④ 職務上請求書を偽造印刷して戸籍取得
→栃木行政書士不正事件(2021年)

⑤ 内容証明書作成等に見せかけて戸籍取得
→

4

「部落地名総鑑」事件(1975)

■ 王申戸籍が閲覧禁止

■ 1975(昭50)年

■ 全国の被差別部落の地名リスト
■ 「部落地名総鑑」

■ 9種類 230社

■ 結婚相手や採用時の身元調査



▲部落地名総鑑

5

プライム事件（2011年）

- 2011年11月
- 神田・プライム社5人逮捕
- プライム社長実刑 3年
- 群馬興信所社長 2年6月
- 職務上請求書の偽造印刷
- 全国に一大ネットワーク
- 33人逮捕 全員有罪



- 5年間に3500件の不正取得
- 全国47の都道府県から依頼
- 55の興信所・探偵社が関与
- 5年間で9000万円稼ぐ
- 2021年9月14日・略式裁判で100万円罰金
- 2021年9月22日・栃木県行政書士会
- 「2年の権利停止・廃業勧告」

全国から3500件



6

全国から3500件

- 5年間に3500件の不正取得
- 全国47の都道府県から依頼
- 55の興信所・探偵社が関与
- 5年間で9000万円稼ぐ
- 2021年9月14日・略式裁判で100万円罰金
- 2021年9月22日・栃木県行政書士会
- 「2年の権利停止・廃業勧告」

7

47都道府県すべてで不正取得

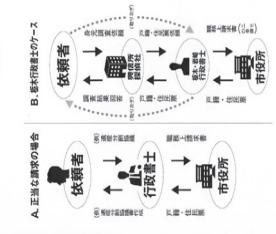
都道府県	件数	都道府県	件数	都道府県	件数
東京	377	滋賀	83	大分	7
埼玉	114	京都	69	長崎	9
群馬	77	奈良	42	佐賀	21
栃木	25	和歌山	14	熊本	18
千葉	91	大阪	232	宮崎	6
神奈川	165	兵庫	105	鹿児島	15
山梨	13	岡山	63	北海道	27
長野	15	広島	48	青森	12
新潟	70	山口	9	秋田	9
福島	11	鳥取	16	岩手	12
静岡	59	島根	6	山形	8
愛知	165	徳島	106	宮城	44
岐阜	53	香川	47	茨城	74
三重	25	高知	17	石川	12
富山	13	愛媛	43	沖縄	20
福井	12	福岡	63		2542 件

本人通知制度の導入

- 2010年～本人通知制度
- 全国700自治体
- 事前登録型通知制度
- 事前登録した場合
- 戸籍等を交付した場合
- 登録者に通知
- ①事前登録
- ②戸籍・居住登録の交付申請
- ③審査のうえ交付
- ④本人通知
- 戸籍登録本・住民票の写し等の交付
- 2024年 東京都行政書士事件
- 職務上請求書を丸ごと渡す
- ➡いまも続く身元調査

8

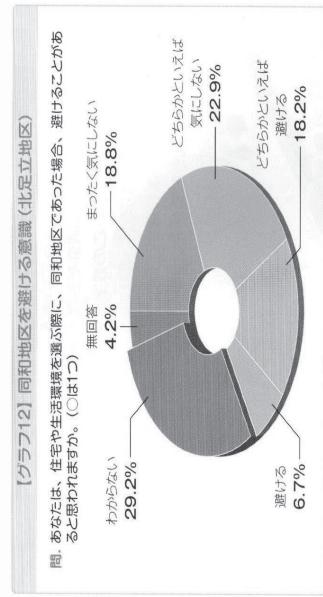
本人通知制度の導入



9

2 土地調査事件

- 不動産取引で、同和地区を忌避するための地区調査・背景に忌避意識



10

住宅販売会社が調査(2012)

- 「K住宅販売会社事件」2012
- 和歌山県が摘発
- 会社の内部資料を県に送付
- 同和地区の物件を排除



11

三重県が教員夫婦「説示」】2024

- 2024年2月29日、「説示」
- 県差別解消条例を初適用
- 土地の購入後、契約解除を要求
- 売り主が解除した後も批難
- 「契約取り消しは不正当な差別に該当」



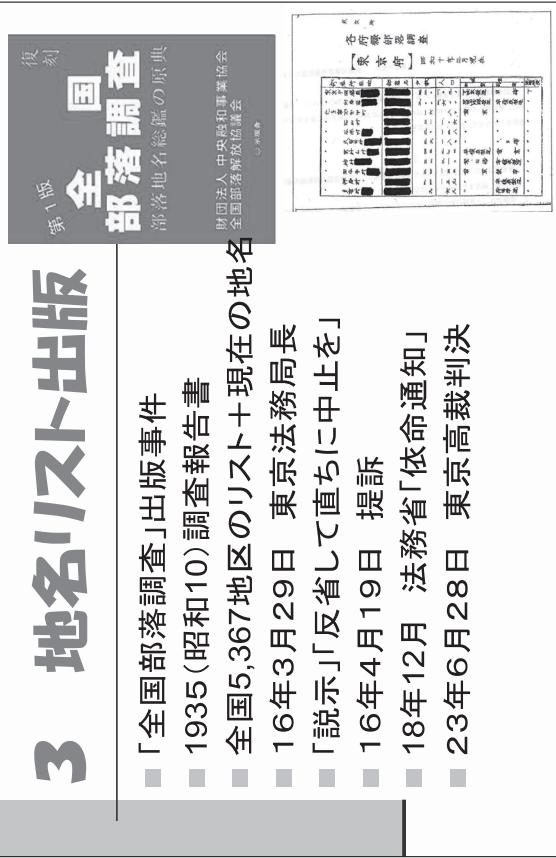
12

なぜ地区を避けけるか

- 部落と見なされて差別されたくないから
- 結婚忌避より多い土地の忌避(なぜ)
 - ①土地の忌避は差別だと思わない
 - ②結婚や就職の差別とはちがう
 - ③住む場所を選ぶ権利(居住移転の自由)がある(反論)
- ①忌避される側の立場を無視している
- ②忌避意識の背後ににある差別と偏見
- ③忌避は特定商品(土地)の不買と同じで差別

13

3 地名リスト出版



14

高裁判決・部落差別の深刻性

- ◆部落差別=出身というだけで不當な差別だ
- 「本来、人の人格的な価値はその生まれた場所や居住している場所等によって左右されるべきではないにもかかわらず、部落差別は本件地域の出身等であるという理由だけで不當な扱い(差別)を受けるものであるから、これが上記の人格的な利益を侵害するものであることは明らかである」(23頁)



15

「差別されない権利」を認めた

- ◆事実上「差別されない権利」認めた
- 「憲法 13条は、すべて国民は個人として尊重され、生命、自由 及び 幸福追求に対する権利を有することを、憲法 14条 1項は、すべて国民は法の下に平等であることをそれぞれ定めており、その趣旨等に鑑みると、人は誰しも、不當な差別を受けることなく、人間としての尊厳を保ちつつ平穏な生活を送ることができる人格的な利益を有するのであって、これは法的に保護された利益であるといふべきである」(22頁)
- 憲法 14条「法の下に平等」⇒不當な取り扱いの禁止
- 地名リストのさらし行為⇒侮辱・排除・蔑視

16

4 差別動画「部落探訪」

- 写真、動画で部落の暴露
- 全国420ヶ所(2025年9月末)
- 隣保館、教育集会所、商店、公園
- 個人宅の表札、墓碑銘
- 「部落を見に行こう」
- 住宅地図に個人宅掲載
- 2023年 山口県の結婚差別事件
- 2023年 千葉県の中学生からかい事件
- 2025年 神奈川県の部落問合せ事件



17 全国420ヶ所の動画投稿

都道府県別件数一覧(25.03.21時点)		
都道府県	記事数	個所数
1 東京	22	21
2 埼玉	32	31
3 群馬	6	5
4 栃木	1	1
5 千葉	9	9
6 神奈川	31	30
7 山梨	10	10
8 長野	21	20
9 新潟	18	18
10 福島	4	4
11 静岡	37	36
12 愛知	5	4
13 岐阜	5	4
14 三重	32	31
15 福井	2	2
16 滋賀	26	25
合計		408
都道府県	記事数	個所数
京都	12	10
奈良	18	17
和歌山	8	6
大阪	41	38
兵庫	11	10
広島	6	6
山口	8	8
鳥取	7	6
島根	1	1
徳島	3	3
香川	13	13
福岡	5	5
佐賀	5	5
熊本	6	6
茨城	24	23

18 大阪・埼玉・新潟で削除求め提訴

- 23年11月6日 大阪府連・富田林支部提訴
- 23年12月6日 埼玉県連・熊谷支部長が提訴
- 24年1月24日 新潟県連・3支部長が提訴
- 25年7月10日 東京法務局長が「説示」
- 25年12月17日 さいたま地裁 判決



19

5 悪質な差別の規制・罰則化

- ①悪質な差別行為の規制・罰則化
- ②悪質な4つの差別行為
 - ①結婚・就職の身元調査
 - ②不動産取引の土地調査
 - ③インターネットの差別投稿
 - ④地名リストなど図書販売
- ③差別行為の規制・禁止
 - ①差別禁止法の制定
 - ②部落差別解消推進法の一部改正
 - ③都道府県の差別禁止条例



20 罰則化必要な理由

- (罰則化必要 3つの理由)
 - ①悪質な差別行為の抑止
 - ・ネット投稿・身元調査・土地調査・図書販売
 - ・説示・勧告・公表・告訴・罰金→刑事告訴・拘禁
 - ②社会規範の確立
 - ・大半の国民は人権侵害(差別)だと気づかないと罰則化による社会規範の確立
 - ③教育・啓発の効果の増大
 - ・戦後の同和教育・啓発の限界
 - ・教育・啓発は罰則ヒセツで効果

7 罰則化に対する反対意見

- ①「内心の自由」を侵す
 - 内心の自由や思想信条まで取り締まれといつてない
 - 「避けたい」「嫌いだ」と思うのは自由
 - あくまでも悪質な差別行為の規制
- ②教育啓発が本筋論
 - 身元調査や土地調査の背景には差別意識や偏見が差別意識なくさない限り、差別行為はなくならない
 - そのために教育啓発が本筋一罰則は邪道
 - 戦後の同和教育・啓発の限界
 - 教育・啓発は罰則とセットで効果

8 各府県の部落差別解消条例

- ①福岡、熊本、香川、徳島
 - 指導・助言 → 勧告 → 公表
- ②和歌山・説示 → 勧告 → 公表
- ③三重・申立 → 助言 → 説示 → 勧告 → 説示 * 調整委
- ④大阪
 - ①部落調査規制条例
 - 指導・助言 → 勧告 → 公表 → 儲金・過料
 - ②ネット誹謗中傷条例 → 説示・助言
 - 全国で条例制定を
 - ★条例の罰則化を



9 包括的差別禁止法の制定を

- ①包括的差別禁止法(案)・2022年3月、研究所
- ②禁止法(案)の特徴
 - 差別の定義の明確化
 - 禁止と救済を一体化
 - 人権委員会の設置
- ③政府から独立した機関(人権委員会)の設置
 - 人権委員会に対する救済の申立て
 - 人権委員会による調査、文書提出、立入り検査
- ④救済措置
 - 説示・勧告・公表

10 部落差別解消推進法の改正

- ①部落差別解消推進法・2016年12月16日
 - 教育啓発の推進、相談、調査を内容にした理念法
 - 儲則規定はない
- ②部落差別解消推進法の改正
 - 悪質な差別行為の罰則化(一部改正)
 - ヘイト法、障害者差別禁止法には見直し附則
- ③改正のための課題
 - 「部落探訪」裁判の勝利 → 裁判の限界
 - 都道府県の部落差別解消条例制定
 - 人権意識調査による実態の把握